



平成29年3月28日

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

旅客自動車運送事業者 各位

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（平成29年3月27日付け北信交旅第888号、北信交監第339号、北信技保第143号）のとおり通達があったので了知願います。

以上



国土交通省

—明日の交通・環境を創造します—

北陸信越運輸局 新潟運輸支局

輸送監査部門・検査整備保安部門



北信交旅第888号
北信交監第339号
北信技保第143号
平成29年3月27日

新潟運輸支局長 殿
長野運輸支局長 殿
富山運輸支局長 殿
石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別紙写し（平成29年3月17日付け国自安第264号、国自旅第405号、国自整第380号）のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り計らわれるとともに、関係事業者にも周知願います。



国自安第 264 号
国自旅第 405 号
国自整第 380 号
平成 29 年 3 月 17 日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局旅客課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第 264 号
国自旅第 405 号
国自整第 380 号
平成 29 年 3 月 17 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局旅客課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

本日付けで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

新	旧
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号
国自旅第82号	国自旅第82号
国自整第42号	国自整第42号
平成20年6月11日	平成20年6月11日
一部改正 国自安第54号	一部改正 国自安第54号
国自旅第120号	国自旅第120号

国自整第 47号
平成20年 9月 28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第 91号
平成21年 11月 20日
一部改正 国自安第 6号
国自旅第 8号
国自整第 6号
平成22年 4月 28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年 3月 31日
一部改正 国自安第 76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年 4月 16日
一部改正 国自安第 34号
国自旅第206号
国自整第 56号
平成24年 6月 29日
一部改正 国自安第 48号
国自旅第223号
国自整第 70号
平成24年 7月 18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年 11月 22日
一部改正 国自安第 16号
国自旅第 14号
国自整第 24号
平成25年 5月 15日
一部改正 国自安第 70号
国自旅第 82号
国自整第 84号
平成25年 7月 26日
一部改正 国自安第127号
国自旅第203号

国自整第 47号
平成20年 9月 28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第 91号
平成21年 11月 20日
一部改正 国自安第 6号
国自旅第 8号
国自整第 6号
平成22年 4月 28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年 3月 31日
一部改正 国自安第 76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年 4月 16日
一部改正 国自安第 34号
国自旅第206号
国自整第 56号
平成24年 6月 29日
一部改正 国自安第 48号
国自旅第223号
国自整第 70号
平成24年 7月 18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年 11月 22日
一部改正 国自安第 16号
国自旅第 14号
国自整第 24号
平成25年 5月 15日
一部改正 国自安第 70号
国自旅第 82号
国自整第 84号
平成25年 7月 26日
一部改正 国自安第127号
国自旅第203号

国自整第148号
 平成25年8月23日
 一部改正 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
 平成26年3月31日
 一部改正 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
 平成27年11月9日
 一部改訂 国自安第112号
 国自旅第153号
 国自整第161号
 平成28年9月8日
 一部改正 国自安第161号
 国自旅第233号
 国自整第225号
 平成28年11月17日
 最終改正 国自安第264号
 国自旅第405号
 国自整第380号
 平成29年3月17日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖繩総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局旅客課長
 自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第47条の9 運行管理者等の選任

- (1) (略)
 (2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低

国自整第148号
 平成25年8月23日
 一部改正 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
 平成26年3月31日
 一部改正 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
 平成27年11月9日
 最終改正 国自安第112号
 国自旅第153号
 国自整第161号
 平成28年9月8日
 最終改訂 国自安第161号
 国自旅第233号
 国自整第225号
 平成28年11月17日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖繩総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局旅客課長
 自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第47条の9 運行管理者等の選任

- (1) (略)
 (2) 本条第1項の表に定められている運行管理者の選任数の最低限

限度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

ただし、「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）に基づく管理の受委託又は「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）に基づく乗合バス委託型管理の受委託（以下これらを「乗合バスの管理の受委託」という。）に基づく運行を行う場合であって、受託者が管理の受委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業（以下「受委託事業」という。）のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する運行管理者に限り、受委託事業と受託者が自ら行う事業の運行管理者を兼務することができる。この場合は、受委託事業のために使用する事業用自動車と当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数の合計数に応じて運行管理者を選任するよう指導すること。

①～⑤ (略)

(3)・(4)・(5) (略)

(6) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。また、乗合バスの管理の受委託に基づく運行を行う場合であって、受託者が受委託事業のために使用する事業用自動車その他の諸施設と受託者が自ら行う事業の用に供する施設とが同一敷地内にある場合については、受委託事業を行う営業所を兼務しても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

(7)・(8)・(9) (略)

度を事業の種類及び当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数ごとに示すと、次のとおりである。ただし、4両以下の一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、運行管理者の選任数の最低限度は1人とする。

なお、運行管理者は、他の営業所の運行管理者又は本条第3項に規定する補助者を兼務することはできない。

①～⑤ (略)

(3)・(4)・(5) (略)

(6) 第3項の補助者の選任については、運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこと。

(7)・(8)・(9) (略)

附 則

改正後の通達は、平成29年3月17日から施行する。

【別 添】

国自安第264号の2

国自旅第405号の2

国自整第380号の2

平成29年3月17日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国 土 交 通 省
自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで、別添のとおり各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。